

No.	資料名称	頁	項目等	質問	回答
1	公募設置等指針	6	-	「行為許可」における計画とはいつ時点のものを指すのか。	基本的には公募設置等計画(令和4年6月時点)の内容に基づくものとします。ただし、事業期間は最大20年間に及ぶため、社会情勢の変化を鑑みて、年度単位で市と調整していくことも想定しています。
2	公募設置等指針	6	-	地域還元の提案についてa, b の視点が記載されていますが、どちらか一方の提案が良いという認識で宜しいでしょうか。	a. 還元の考え方及びb. 還元する金額の両方をご提案ください。
3	公募設置等指針	7	-	既存樹木の現況図(位置図)・レベル図等(CAD)をご提供いただきたいです。	測量図につきましては、(仮称)埼玉県立総合教育センター跡地公園基本設計業務(平成31年3月)の報告書(以下、基本設計)データの提供が可能ですのでそちらを参照してください。既存樹木の現況図は基本設計P2-17を参考としてください。また、併せて現況写真を提供します。
4	公募設置等指針	7	-	公募対象公園施設に誰でも利用できるトイレを設置する場合、その整備費及び管理費はどちらが負担しますか。	整備費、管理費共に認定計画提出者の負担となります。
5	公募設置等指針	7	-	トイレ衛生器具等の必要個数などはございますか。	公募設置等指針P11の②「提案を求める施設」に記載のある要件の通りです。トイレ衛生器具等の必要個数は特に定めておりません。必要個数については、基本設計でも検討はしているため、よろしければご参照ください。
6	公募設置等指針	8	-	既設バス停の移設は可能か。また、切下げの離隔に定めはあるか。	移設は可能です。切下げの離隔は、現況を踏襲しつつ、道路管理者及び交通事業者との協議により決定します。
7	公募設置等指針	9	-	「公募対象公園施設の場所」の13,698㎡を算出した資料があればいただきたい。(測量図があればいただきたい)	基本設計P3-33の公園求積図をご参照ください。また、道路後退用地分筆想定図データを提供します。
8	公募設置等指針	9	-	「消防分団車庫」の位置に取決めがあるのか。また、サイズ(間口と奥行)に規制があるのか。	基本設計において、消防局との事前協議を行い、概ねの配置とサイズは決定しています。配置の多少の移動は、消防局との協議により可能です。詳細は、基本設計P3-6をご参照ください。
9	公募設置等指針	9	-	「公募対象公園施設の使用料」の対象面積の算出方法 建物の建築面積か、駐車場も含むのか。仮に駐車場も含む場合、特定公園施設の駐車場と共有する場合はどうなるか。	公募対象公園施設の使用料の対象面積は、建築面積だけではなく、公募対象公園施設として、建築物と一体的に管理運営することが望ましい敷地も含んだ範囲となります。提案内容に応じて設定してください。 駐車場は特定公園施設として整備する駐車場に加えて、公募対象公園施設として整備する駐車場(専用)を整備することも可能です。ただし、一般の公園利用者が特定公園施設の駐車場を支障なく利用できるような運営管理計画を提案してください。
10	公募設置等指針	9	-	まとまった多目的広場の確保と記載がありますが、面積の下限はありますか。	公募設置等指針P11の②「提案を求める施設」に記載のある要件の通りです。多目的広場の面積の下限は特に定めておりません。平時、災害時どちらでも活用できる多目的広場をご提案ください。
11	公募設置等指針	11	-	提案を求める施設の記載がありますが、各項目に想定の間積や数量はありますか。また、必ず全てを設置しないとイケないのか。	公募設置等指針P11の②「提案を求める施設」に記載している各施設は全て整備する必要があります。また、各施設の間積、数量等の条件は特に定めていません。
12	公募設置等指針	11	-	特定公園施設の駐車場について、公園利用者が自由に利用できるものとするよう明記がありますが、有料駐車場とすることは認められるか。又、公募対象公園施設と共用の駐車場とすることは認められるか。	駐車場は特定公園施設として整備する駐車場に加えて、公募対象公園施設として整備する駐車場(専用)を整備することも可能です。ただし、一般の公園利用者が特定公園施設の駐車場を支障なく利用できるような運営管理計画を提案してください。 また、公募対象公園施設として整備する駐車場を有料とすることも提案可能です。
13	公募設置等指針	12	-	実施設計の負担額は明記されておりますが、基本設計における貴市の負担はございますか。	基本設計について、本市は負担しません。なお、過年度に市が実施した基本設計のデータは提供可能です。
14	公募設置等指針	13	-	「利便増進施設の占有料」は公募対象公園施設内でも発生するのか。	図面等に基づく協議による判断となります。
15	公募設置等指針	13	-	利便増進施設の案内図板がありますが、公募対象公園施設や自主事業の事業促進につながるものを指し、公園自体の案内板は含まれないという認識で宜しいでしょうか。	公園自体の案内板は、利便増進施設に含まれません。
16	公募設置等指針	13	-	利便増進施設の占有料が、貴市屋外広告物条例の単価と比較し高額ですが、協議は可能でしょうか。	屋外広告物の許可手数料と設置の占用料は異なります。
17	公募設置等指針	14	-	指定管理料の内訳をご教授願います。想定される指定管理業務項目に漏れがないか確認するためです。	過年度の管理実績を元に、人件費、事務費、施設管理費、その他支出、行為許可の料金収入を見込んで算出しています。
18	公募設置等指針	16	-	小規模修繕1件100万円以下を事業者負担とすると、資産区分が複雑になりますが、協議は可能でしょうか。	市内他公園と同一条件で設定しているため、原則、協議は不可能です。
19	公募設置等指針	19	-	特定公園施設における資格の記載がございますが、公募対象公園施設における資格要件はございますか。	公募設置等指針P19(2)応募者の資格に記載のある要件の通りです。
20	公募設置等指針	19	-	応募条件の自己都合による辞退はできないとありますが、不測の事態における辞退をした場合、ペナルティはありますか。	原則、辞退は認めません。従ってペナルティの内容についても現時点で特に定めておりません。ただし、不測の事態が発生した場合の対応については協議により決定します。

No.	資料名称	頁	項目等	質問	回答
21	公募設置等指針	22	-	事業期間を最長の20年とした場合とありますが、期間の確定はいつ時点で定められますか。また、埋設物や土壌汚染除去の問題等で開始が遅延した場合においても、20年の担保は可能でしょうか。	事業期間は公園の供用開始時からとしているため、予め予見できない地下埋設物や土壌汚染により工事が遅延した場合においても事業期間の最大20年間に変更はありません。なお、事業期間の確定は基本協定の締結時を予定しています。
22	公募設置等指針	32	-	工作物申請と屋外広告物条例の申請等は、どのタイミングで提出となりますか。	市との事前協議が成立した上で、それぞれ着手前に申請をお願いします。申請の処理期間として1ヶ月程度を見込んでください。
23	基本協定書(案)	2	-	原状回復にて返還とありますが、今回のような新設公園の場合、どのような状態を想定されていますか。	公募対象公園施設の撤去を想定しています。国土交通省都市局公園緑地・景観課が策定した「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」P29も併せてご参照ください。
24	基本協定書(案)	9	-	植栽の管理実施回数は、あくまで安全性や景観を損なう樹木を対象としており、全ての樹木を実施回数以上する必要はないという認識で宜しいでしょうか。	原則、全ての樹木を対象としております。基本協定書(案)P11に示した実施回数を目安にご提案ください。
25	指定管理業務仕様書	12	-	電気、水道等の光熱水費は指定管理料に含まれるという認識で宜しいでしょうか。含まれる場合、想定される費用額をご教授願います。	特定公園施設の電気、水道等の光熱水費は指定管理料に含みます。
26	指定管理業務仕様書	19	-	地域・住民等との連携業務にて、すでに実施されている協働事業をお教えてください。今後連携すべき事業内容、団体があればご教授願います。	他公園においてすでに実施している事業は同ページの①～④に記載のとおりですが、本公園に関しては新規公園のため協働事業は現時点ではありません。自主事業としての連携として、基本設計時の地元意見からも密集市街地で防災意識が高い地域であるため、地元自治会等との防災面での連携が考えられるほか、公園の賑わい向上に向けたイベントの開催などが考えられます。
27	参考資料1	-	-	計画平面図は配置案でしょうか。貴市の整備方針でしょうか。図示されている内容の重要度をお教えてください。	計画平面図は過年度の基本設計時に地域の意見を参考に作成したものであり、本市の整備方針ではありません。計画平面図を参考としつつ、公募指針に基づき自由な発想でご提案をお願いします。なお、基本設計報告書は公募指針P22記載のとおり閲覧及びデータの提供が可能です。
28	様式9-3	-	-	「②図面等」のページにおいては、イメージパースや図面はA3判用紙に複数のパースや図面を入れてもよろしいでしょうか。また、イメージ写真や事例写真、素材の写真等と組み合わせてもよろしいでしょうか。	A3版1枚におけるパースや図面等の数に特に制限は設けておりません。見やすいレイアウトとしてください。
29	様式9-4	-	-	同上	同上
30	様式9-5	-	-	同上	同上
31	様式10-3	-	-	公募指針P.24 様式10-3 指定管理者指定申請確約書 本文4行目 『さいたま市が(仮称)埼玉県立総合教育センター跡地公園整備・運営管理事業公募設置等指針「表5 公募設置等計画等関係書類一覧」に掲げる提出書類～』とありますが、表5は公募及び事業スケジュール(再掲)となっています。「表6 公募設置等計画等関係書類一覧」と読み替えてよろしいでしょうか。	結構です(誤記載のためHP掲載の様式は修正します)。
32	様式11-1	-	-	枠の規程やページ制限はございますか。「※記入欄の幅は、適宜調整して記載してください。」とありますが、枠を調整してもよろしいでしょうか。項目によっては複数ページにまたがってもよろしいでしょうか。	結構です。見やすいレイアウトとしてください。
33	様式11-2	-	-	同上	同上
34	参考資料3	-	-	本公園敷地内に引き込んであるガス管は現況施設と考えてよろしいでしょうか。	参考資料3のとおり、敷地内の引込はありません。
35	参考資料4	-	-	污水管のデータですが、不鮮明で判読が難しいです。恐れ入りますが、解像度の高いデータをご提供ください。	さいたま市地図情報( <a href="https://www.sonicweb-asp.jp/saitama_g/">https://www.sonicweb-asp.jp/saitama_g/</a> )のさいたま市下水道台帳から、詳細をご確認ください。
36	参考資料4	-	-	情報の内容が污水管のみのようです。本公園外周街路に埋設されている雨水管の詳細な情報(管種,管径,管底高,勾配)がわかるデータをご提供ください。特に基本設計における雨水貯留施設からのオーバーフロー管が街路に埋設された雨水管に接続される箇所の管底高が記載されていないので、ご教示願います。この箇所だけでなく、街路に埋設された雨水管の詳細な情報をご提供ください。	基本設計P7-1-29側溝台帳図をご参照ください。勾配、管底高は現地でご確認ください。
37	基本協定書(案)	-	-	公募対象施設の敷地は、使用料の範囲となる「建築面積+屋外部分」となりますか。この敷地面積を「みなし敷地」としてもよろしいでしょうか。	No9の回答を参照してください。
38	基本設計報告書	3~55	3-12. その他留意事項	④メイン遊具の決定について 「地元と調整を継続し、遊具の方針を決定する必要がある。」とありますが、決定はいつ頃になりますでしょうか。既に決定された方針があればご教示願います。	本資料は過年度の地元調整をはじめとした経緯や協議を整理したうえで、基本設計として取りまとめたものです。既に「決定」した方針等はありませんので、本資料を参考としつつ、公募指針に基づき自由な発想でご提案をお願いします。

No.	資料名称	頁	項目等	質問	回答
39	基本設計報告書	3～55	3-12. その他留意事項	⑤土量計算について 「解体工事後（整地後）の県より地盤高の提供を受け、土量については、再度、計算する必要がある。」とありますが、データはいつ頃提供いただけますでしょうか。既に決定されたものがあればご教示願います。	同上 (県から地盤高の提供は受けていません)
40	基本設計報告書	3～55	3-12. その他留意事項	⑦非常用トイレについて 「平常時対応常設トイレ及び非常用トイレの使用に対する方針が、市内部で決定されておらず～」とありますが、決定はいつ頃になりますでしょうか。既に決定された方針があればご教示願います。	同上
41	基本設計報告書	3～16	3. 諸施設検討および設定	3-7. 植栽基本方針の検討と設定 『「吸収源対策公園緑地事業」の導入を視野に入れた整備を予定しており、80%以上の緑化率を確保』とあります。「吸収源対策公園緑地事業」の導入は必須条件でしょうか。 また緑化率の算出方法は、実施設計でも基本設計に準じれば良いのでしょうか。樹冠の規模は樹高35m、30mといった現実よりずいぶん高い設定になっているようですが、将来樹高として、35m、30mを採用しても良いのでしょうか。	社会資本整備総合交付金としては、「吸収源対策公園緑地事業」ではなく公募設置等指針P12の「官民連携型賑わい創出事業」を活用予定のため、交付要件に基づく緑化率の条件はありません。緑化率の算出方法として将来樹高を採用することは構いません。
42	基本設計報告書	3～16	3. 諸施設検討および設定	「さいたま市公共施設緑化マニュアル」において定められています「公共施設緑化基準」についての記述がありません。緑化に関する基準は「80%以上の緑化率を確保」のみであり、これを満たすことができたならば、「公共施設緑化基準」は無視して準拠しなくて良いのでしょうか。公募対象施設や公園トイレ、四阿等の建築物の計画通知でも、「公共施設緑化基準」は無視しても問題無く受理されるのでしょうか。「公共施設緑化基準」には「植栽量」の基準として、面積に加えて、樹木本数の基準もありますが、樹木本数は考慮しなくて良いということでしょうか。	No. 41の回答のとおり、緑化率80%は不要ですが、「さいたま市公共施設緑化マニュアル」に基づき、近隣公園は50%以上の緑化率の確保が必要です。植栽量は、防災機能や建築物等の提案内容に応じて、実施設計の際の緑化の協議にて調整することを想定しています。
43	基本設計報告書		7-1-1参考資料	基本設計報告書にあります左記協議資料は、貴市建築主事が確認された協議資料でしょうか。実施設計も、基本設計と同様な考えと算出方法で雨水貯留施設等を計画してよろしいのでしょうか。	建築主事は確認していません。条例を所管する埼玉県河川砂防課との協議資料です。この結果を参考としつつ、本公募では雨水貯留施設にとどまらない多様なグリーンインフラの提案を求めます。
44	基本設計報告書		7-1-1参考資料	公募対象施設についての「雨水流出抑制施設の設置」は上記とは別に、公募施設の「みなし敷地」内に別途設ける必要がありますか。それとも上記の雨水流出抑制施設で公園全体を含んでおり、公募対象施設分の雨水流出抑制施設は別途設けなくて良い、と考えてよろしいのでしょうか。	結構です。質問後述にあるとおり公園全体に必要な貯留量になります。
45	基本設計報告書		7-1-1参考資料	●浸透施設と地下水の離隔 対象地と隣地との境界部のボーリング柱状図がありますが、本公園内のボーリングデータがありましたらご提供ください。本公園内に無ければ、直近のデータをご提供ください。	敷地内のボーリングデータは所有していません。本資料が直近のデータとなります。
46	基本設計報告書	-	-	旧教育センター建築物の基礎杭は現在どのようになっていますか。全て撤去されていますか。それとも杭頭を撤去して、本体は残置している状況でしょうか。そうだとしたら、残置杭の位置図と、残置された杭の天端高のわかる資料をご提供ください。	旧建築物等の基礎杭は全て撤去されています。